
QA75 震災後に子どもが生まれましたが、調査の対象になりますか

震災時に胎児だったお子様は調査対象となります。対象となる市町村外へ出生届を提出されている場合、市町村が把握できていないために調査票が送付されない場合があります。該当すると思われる場合には、「こころの健康度・生活習慣に関する調査専用ダイヤル（024-549-5170）」へお問い合わせください。対象となる場合には、送付依頼書をお送りいたします。

出典：福島県立医科大学 放射線医学県民健康管理センターウェブサイトより作成

出典の公開日：2015年3月31日

本資料への収録日：2015年3月31日